

第6期

せつつ高齢者かがやきプラン

摂津市高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

概要版



平成27年3月  
摂津市

# 1 計画策定の背景と趣旨

第5期せつ高齢者かがやきプランにおいては、介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。

平成27年度の介護保険制度の改正は、制度の維持を念頭に、介護サービスの利用者負担の見直しや、特別養護老人ホーム入所要件の見直し、また、予防給付である訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行されるなど、介護保険制度開始以来の大幅な変更となっています。

「第6期せつ高齢者かがやきプラン—摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画—」においては、第5期の理念を引き続き継承するとともに、医療・介護提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの構築などを行い、2025年（平成37年）までの中長期的な視野に立った計画を策定するものです。

# 2 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年を計画期間とし、第5期計画の理念を引き継ぐとともに、平成37年度のあるべき高齢者像の実現に向けた最初の計画となります。

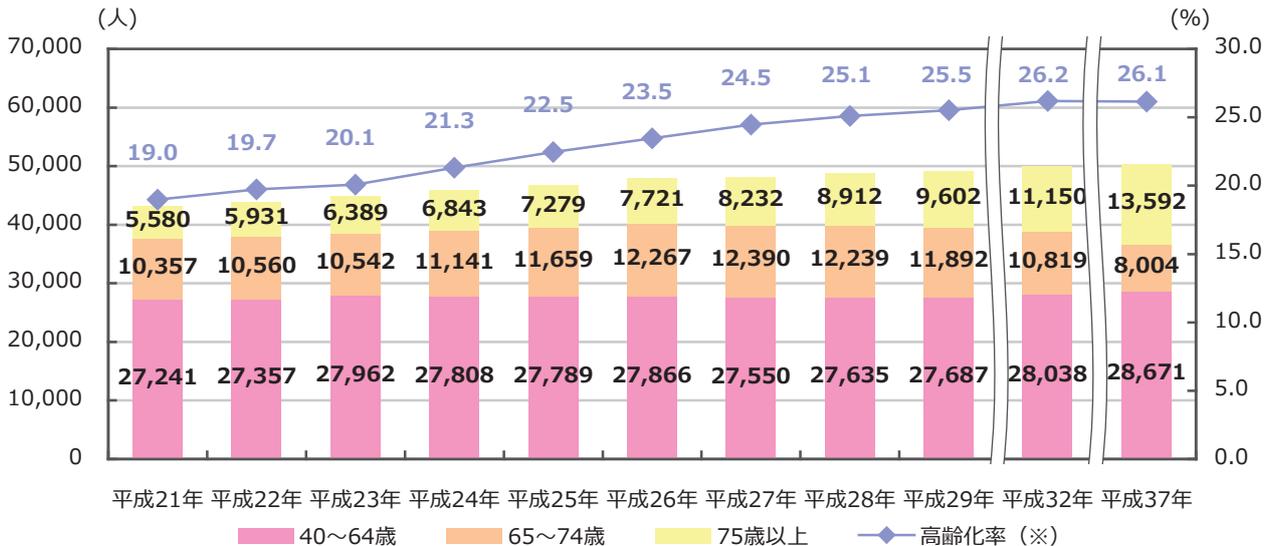
平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成37年度 (2025)	
第6期計画			第7期計画			第8期計画			あるべき高齢者像	
平成37年（2025年）のあるべき高齢者像の実現に向けた取り組み										



### 3 高齢者を取り巻く現状や課題

#### (1) 人口の推移と将来推計

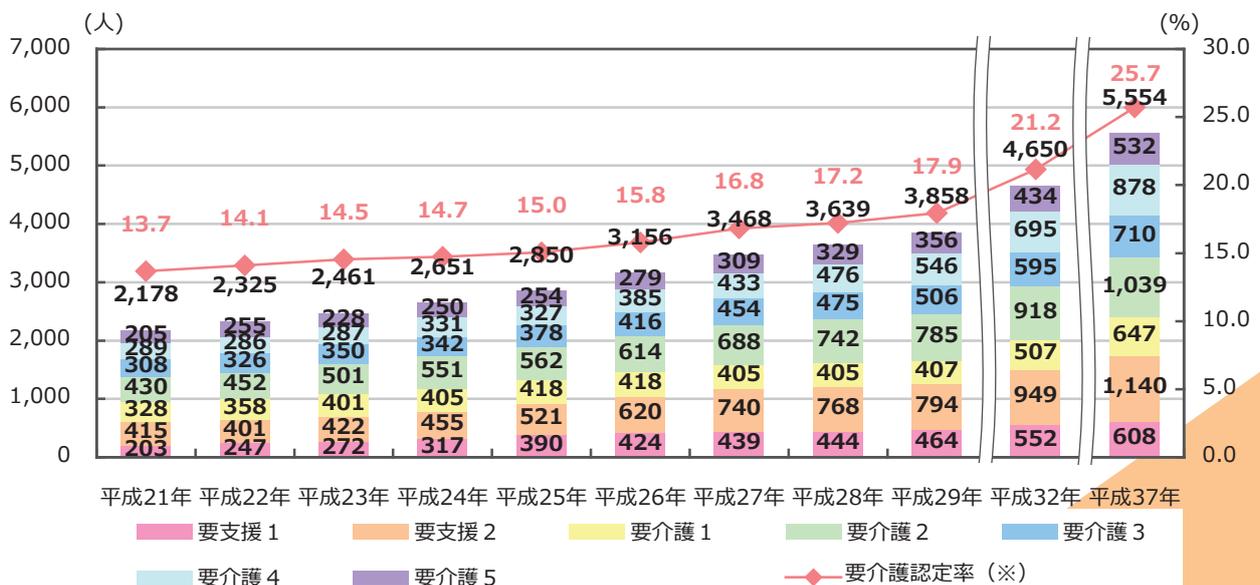
近年の65歳以上の高齢者人口は、増加を続けており、中でも75歳以上の増加が著しい状況となっています。第6期計画期間中の人口の推計をみると、65歳以上の高齢者人口は増加し、特に75歳以上の高齢者数の増加が目立っています。いわゆる後期高齢者の増加は、介護保険事業の各サービスや医療サービスの利用の増加につながっていくものと考えられます。また、平成37年には、75歳以上の高齢者数が現在の約1.8倍に達すると推計され、高齢化率も約26%と推計されています。



資料：平成21～26年は住民基本台帳（各年9月末）。平成27～37年は住民基本台帳に基づき、大阪府人口推計シートを基に推計  
 ※高齢化率：総人口に対して65歳以上の人口が占める割合

#### (2) 要支援・要介護認定数の状況

要介護認定者の総数は、平成21年から平成26年にかけて1.5倍と急増しています。また、平成27年から10年後の平成37年には、およそ1.6倍に増加する見込みです。平成37年には65歳以上人口に占める要介護認定者数の割合は、25%を超える見込みとなっています。



資料：平成21～26年は介護保険事業状況報告（各年9月末）。平成27～37年は介護保険事業計画ワークシート  
 ※要介護認定率：第1号被保険者に占める65歳以上の認定者数の割合

## 4 計画の基本理念

### いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ

今後さらに高齢化が進むと予想されている超高齢社会を、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域社会全体で高齢者を支えあい、自立を支援できるように、介護保険サービスや医療サービスのみならず、地域の様々な社会資源と協働して支援をしていくことが必要です。

また、高齢者が、今まで培ってきた経験、技能、技術等を地域の中で活かしていくことができる仕組みづくりや生きがいを持ち参加できる地域づくりを推進していく必要があります。

第6期計画においては、第5期の基本理念を引き継ぐとともに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据えながら、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を構築し、「いつまでも活動的で元気に暮らせるまち・せつつ」を目指します。

## 5 地域包括ケアの推進に向けた重点的な取組

第6期期間中には、「情報提供体制の充実と参加促進」「介護予防と健康づくり」、「認知症施策の充実」、「高齢者の在宅生活の支援」の4つを重点施策として取り組んでいきます。

### 1 情報提供体制の充実と参加促進

高齢者が活発に活動できるような情報提供については、各重点施策を横断する重要な課題となっています。そのため、高齢者の特性に配慮した周知手段の構築が必要です。高齢者が自身の持つ力を活かして地域で役割を持って活動をすることで、地域の中での互助体制がはぐくまれ、また、高齢者自身の生きがいの創出にもつながります。このように、高齢者の意欲が実際の活動につながるよう、各種活動への参加促進を図ります。

#### 推進の方法

#### ① 広報媒体を活用した情報提供の充実

広報せつつや摂津市ホームページ、また、保健福祉課と高齢介護課の共同で作成する、地域の活動や各種取り組みなどを発信する「地域福祉通信」を引き続き活用し情報の提供を行っていくと同時に、内容の充実を図っていきます。

#### ② 人と人とのつながりによる情報提供と参加促進

今後、周囲の人からの口コミは情報提供や参加を促す大きな要因になってくると思われます。健康づくりグループやサロン等の既存の集まりを活用していく他、高齢者の支援に関わる人々に取り組みを周知し共有することで、様々なルートから情報提供ができる体制を整え、高齢者の参加促進につなげていきます。

## 2 介護予防と健康づくり

本市では、第5期計画開始の当初である平成23年度には、高齢化率が20.1%でしたが、平成26年度には23.5%となっており、高齢化率が増加しています。

アンケートにおいて、年齢が進むにつれて、生活の中で助けが必要だと感じることは増え、特に後期高齢者となる75歳以上では増加しています。また、介護や介助が必要となった原因について尋ねた設問では、各種疾患が原因と答えている方が一定数いることがわかりました。運動に関する設問では、運動をする習慣がない方が4割にもものぼるという結果がわかりました。

こうした結果から、高齢者が可能な限り健康寿命を延ばすことができるよう、健康づくりや介護予防に関する情報、運動を始める機会を提供していくことが重要であると伺えます。

### 推進の方法

#### ① 介護予防・健康づくり活動の情報提供の充実

本市では、ウォーキングコースや健康遊具の設置、「たちより体操タイム」など、さまざまな介護予防・健康づくりに関する取り組みを行っています。しかし、取り組みについて、周知が行き届いていないことが現状です。

今後は、市ホームページや広報せつつ、保健福祉課・高齢介護課の合同で作成している「地域福祉通信」などを活用し、介護予防・健康づくり活動についての情報提供を充実していく必要があります。

また、こうした介護予防や健康づくりの取り組みについて、取り組むことによる効果を測定し発信していくことで、参加への動機づけとしていきます。

#### ② 地域で行える介護予防・健康づくりの推進

本市では、本市のオリジナル体操である「摂津みんな体操三部作」に関する技術指導を行う本講師を派遣する「はつらつ元気でまっせ講座」を実施しています。また、健康づくりグループ間交流会の実施や、健康づくりに取り組む団体に体操で利用する用具等の貸与をしております。

こうした講座についての情報提供を充実させるとともに、今後も自主的な活動を支援し、地域で元気な高齢者を育成していく体制を整備していきます。

#### ③ 健康づくり・生活習慣病予防の推進

若 年者を含めた健康づくりや生活習慣病の予防についての計画である「まちごと元気！健康せつつ21」や、介護予防や健康づくりの推進を目的とする「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」事業などとの連携を図り、「いつでも・どこでも・だれでも」取り組むことができる健康づくりへとつなげます。



### 3 認知症施策の充実

**行** 政・専門職による支援のみでなく、社会の資源である地域住民等の協力が、認知症の高齢者を支える仕組みづくりにますます重要となってきます。本市では、平成 22 年度から介護保険事業者、老人介護者（家族）の会、認知症支援ボランティア、社会福祉協議会、地域包括支援センター、茨木保健所、摂津市高齢介護課で構成される認知症支援プロジェクトチームが発足しており、今後も引き続き認知症支援プロジェクトチームを通じた、認知症についての普及啓発を行っていきます。

また、認知症高齢者や家族への支援のみでなく、予防にも重点を置き、対策を行っていきます。

#### 推進の方法

##### ① 認知症支援資源の情報提供の充実

**本** 市内には、介護保険事業者代表されるフォーマルな支援団体の他、老人介護者（家族）の会や認知症支援ボランティア等のインフォーマルな支援団体が多数あります。しかし、地域包括支援センターをはじめ、その存在はまだ知られておらず、また、各種団体について、情報共有や連携が十分に図れていない現状です。

現在の本市における認知症支援の資源を取りまとめ、市民や関係団体へ周知し、連携して支援ができるよう、情報提供を充実していきます。

##### ② 認知症高齢者や家族への支援にむけた周知・啓発

**本** 市では、認知症支援プロジェクトチームを中心として、多様な団体が協力して認知症の高齢者や家族への支援を行っています。認知症に対する正しい知識の周知が必要であり、より多くの方に認知症サポーター養成講座を受講していただくよう周知していくことが重要になっていきます。

認知症支援プロジェクトチーム主催のイベントについて、より多くの方に認知症に関する正しい理解を持っていただけるよう、継続して開催していきます。

##### ③ 認知症予防の周知

**近** 年、生活習慣の改善により、認知症の予防が可能であるということがわかってきました。

今後は、健康づくり活動とともに、認知症予防に関する講座を実施していきます。



## 4 高齢者の在宅生活の支援

1

日常生活圏域ニーズ調査の質問では、日々の生活の中で助けが必要と感じる割合が75歳以上で急増しており、今後は日常生活の中で何らかの支援を必要とする高齢者が増加することが見込まれます。また、介護が必要になった際の住居として自宅と回答している割合が6割近くに上ることから、今後、在宅生活の支援はますます重要になってくることが見込まれます。

### 推進の方法

#### ① 高齢者個々人の実態像の把握

本市では、3年毎に本計画の策定にあたって調査を行うことにより、本市の高齢者の全体像を把握してきました。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者については、ひとり暮らし登録により、ライフ・サポーターが必要度に依りて訪問を行い、実態の把握や必要に応じて関係機関に繋ぐなどの支援を行っています。

しかし、ひとり暮らし高齢者以外の高齢者への支援も必要とされる状況にあるため、今後は、高齢者の全体像の把握と同時に、個々人の高齢者の実態像の把握が重要となってきます。

特に、後期高齢者は急激に支援の必要性が高まることから、日頃より後期高齢者の実態像を把握することが重要であり、支援が必要な人に必要なサービスが提供されるよう、高齢者の実態把握の方法を検討します。

#### ② 地域による高齢者の在宅支援

高齢者が持てる能力を活かして、支援を受けるのみでなく、支援を行う側となるためには、高齢者自身が地域で役割を担い、生き活きと活動できる場が必要となってきます。今後は、高齢者自身が活動し、地域の中での高齢者の互助関係をはぐくんでいけるよう、事業の検討を行っていきます。

#### ③ 医療・介護・地域住民の連携による支援ネットワークの構築

現在、本市においては、在宅医療を担う多職種協働研修を実施しており、今後も継続した研修会などを通じて医療と介護の連携を図っていきます。さらに、各中学校区に設置されている地域ケア会議（※）を活用することにより、専門職と地域住民の身近な関係の構築についても検討していきます。

※地域ケア会議：地域の様々な課題を解決するため、事例検討等を通して、地域課題の把握や施策への反映を行うための会議

#### ④ 家族介護者の支援

家族介護者に対しては、老人介護者（家族）の会が実施する電話相談や、誰でも参加可能な交流カフェである楽々カフェなどをすすめ、自身の不安や悩みなどを相談できる体制を整え、介護者の負担の軽減を図ります。

介護保険サービスとしては、地域密着型介護老人福祉施設に併設したショートステイの整備を計画しております。また、サービス事業者や関係組織などと連携しながら、引き続き緊急時にも安心してサービスを利用出来る体制の整備を図ります。

## 6

## 計画の具体的な取組

## 1 地域に根ざし、地域で支える高齢者支援の仕組み

## (1) 生活支援体制の整備

**介**護保険法においては、介護保険の予防給付における訪問介護・通所介護について、全国一律の基準ではなく、地域の実情に応じた支援体制を行うことができるよう改正が行われます。現在の介護保険事業者による支援のみではなく、シルバー人材センター・NPO・ボランティア等も含め、多様な主体による支援によって、高齢者が地域に根差した形で生活の中での支援を受けることができる体制を整備していきます。

## (2) 地域包括支援センターの運営

**地**域包括支援センターがより地域に根差した機関として機能するよう、社会福祉協議会事務局やボランティアセンター、地域福祉を担う方々との連携のもと、地域を主体とした高齢者の支援体制を担う中核としての機能をより充実させていきます。さらに、医療・福祉の関係機関との連携を強化し、関係機関の専門職と地域がより連携を深めることのできるよう、地域ケア会議等を通じ、ネットワーク作りを行っていきます。

地域包括支援センターを高齢者福祉の中核と位置づけ、市と密接に連携しながら、高齢者の総合相談窓口としてますます機能の充実を図ります。

センターの機能の充実にあわせて、高齢者やその家族が、地域包括支援センターに気軽に相談することで早期に適切な対応が行えるよう、積極的なPRに取り組みます。

## 取組内容

- ① 摂津市地域包括支援センターの運営
- ② 包括的支援事業
  - 総合相談支援業務・権利擁護業務
  - 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - 介護予防ケアマネジメント業務
- ③ 指定介護予防支援事業

## (3) 地域包括ケアシステムの推進とコーディネート

**関**係機関と連携のもと、施策の推進や体制の整備を図るとともに、地域包括支援センターが高齢者のニーズに応じて、適切にコーディネートできるようその機能の強化に努めます。その一環として、中学校区毎の地域ケア会議等を活用し、地域に応じた高齢者の支援ネットワークの構築や地域課題の把握を行っていきます。

## 取組内容

- ① 地域包括支援センター職員のスキルアップへの取組み
- ② コミュニティソーシャルワーカーとの連携
- ③ 在宅生活を支える多様な担い手の確保
- ④ 地域における社会資源の整備
- ⑤ 生活困窮状態にある高齢者の支援



## (4) 地域における支援ネットワークの発展強化

**都** 市型高齢化の進展にともない、行政と民生・児童委員との連携は重要となっています。民生・児童委員のみならず、自治会、老人クラブとも連携して協力体制を構築し、人的及び情報のネットワーク化を推進し、より重層的なネットワークの構築を図ります。

### 取組内容

- ①地域における多様な主体の参画による重層的なネットワークの構築
- ②高齢者虐待防止ネットワークの構築

## (5) ニーズに対応した住まいの確保

**高** 齢者向けの住まいの実態把握・情報提供に努めるとともに、住宅改修や、まちのなかで安全・快適に行動ができるよう、施設や歩道の整備など、バリアフリー化を図ります。

### 取組内容

- ①適切な住宅改修の促進
- ②高齢者世帯民間賃貸住宅家賃助成
- ③在宅支援拠点と連携した住まいの確保
- ④バリアフリーのまちづくりの促進
- ⑤軽費老人ホーム（ケアハウス）等への入居

## 2 いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり・介護予防

### (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

**健** 康寿命をさらに伸ばしていくことが、今後の施策展開に求められています。そのためにも、保健、医療、介護にかかわる関係機関・団体をはじめ、民間団体と連携・協力できる体制を構築し、また、吹田市とともに「吹田操車場跡地を中心とした健康・医療のまちづくり会議」を設置しており、健康づくりの推進に向けた取組みをすすめていきます。

### 取組内容

- ①生活習慣病の予防
- ②歯と口の健康
- ③がん検診
- ④健康教育、市民の主体的な活動
- ⑤健康相談
- ⑥機能訓練
- ⑦シニアエクササイズ
- ⑧訪問指導
- ⑨摂津みんなで体操三部作の普及

### (2) 一般介護予防事業の推進

**地** 域の実情に応じた介護予防事業の推進が進められている中、対象者を限らず、気軽に通えて誰でも参加し仲間づくりが出来る活動を推進していきます。

継続的な活動の場の確保のために、地域の自治会や老人クラブ等と連携しつつ、会場費の助成等の支援を検討していきます。地域で長く続けられる自主グループの育成、活動支援を引き続き行いながら、地域に根づいた介護予防活動の普及を図ります。

### 取組内容

- ①介護予防普及啓発事業
- ②地域介護予防活動支援事業

## 3 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる支援体制

## (1) 在宅医療の推進

地域においては、高齢化の進展に伴う慢性疾患の増加により病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要が高まっています。また、医療ニーズを合わせ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携も重要な課題となっています。

## 取組内容

- ①在宅医療の充実                      ②必要な医療サービスの確保

## (2) 在宅医療と介護の連携

介護保険制度の一環として実施する「在宅医療・介護連携推進事業」では、医療介護総合確保推進法に基づく8事業について、資源の把握や研修の実施をはじめとし、順次実施をしていきます。

「三島圏域地域リハビリテーション地域包括支援センター連絡会」を通じて、医療機関と居宅介護支援事業所等が連絡を図りやすくすることや、多職種連携により、退院時カンファレンス等による情報共有・チームケアの推進に取り組んでいます。

さらに、在宅での生活を支えるためには、医療情報を適切に取り入れた医療サービスを組み合わせたケアプランの作成が重要になるため、医学的な知識がますます必要であり、事例検討や研修を通して、ケアマネジャーの資質向上に取り組めます。

また、医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会が発行する医療機関マップや介護資源マップなどのツールを活用していきます。

## (3) 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスを今後も継続できるよう、必要に応じて事業の見直しを図りながら、ニーズや必要性の高いサービスを実施していきます。

## 取組内容

- ①日常生活支援ヘルパーの派遣                      ②日常生活支援ショートステイ・ナイトケア  
③日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）の給付  
④日常生活用具（福祉電話）の貸与                      ⑤家族介護用品（紙おむつ等）の給付  
⑥寝具乾燥・丸洗いサービス（※）                      ⑦ふれあい配食サービス  
⑧高齢者移送サービス

※⑥については、必要などきにいつでも布団の乾燥を行えるよう、布団乾燥機の給付に移行します。

## (4) 見守り体制の充実

## ● 高齢者の閉じこもり・孤立死防止

市内に「摂津市安否確認ネットワーク会議」を設置し、孤立死の防止、早期発見、二次被害の防止に取り組んでいます。高齢者が身近に集える場の提供に努め、閉じこもり防止を図るとともに、住民団体や地域と連携のもと地域の見守りを行いながら、生活支援に努めます。

## 取組内容

- ①いきいき通所事業（ふれあいサロン・ふれあいリハサロン）                      ②街かどデイハウス  
③多様な生活支援サービスの確保

## ● 認知症高齢者支援の推進

認知症支援ボランティアが認知症高齢者や家族、介護者への支援をより広く行えるよう、活動中心の場づくりに努めるとともに、地域の支援者のスキルアップを図ります。

### 取組内容

- ① 認知症の早期発見・早期対応
- ② 認知症高齢者や家族、介護者への支援
- ③ 楽々カフェ
- ④ 認知症サポーター養成講座の継続的な実施
- ⑤ 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークの充実

## ● 見守りサービスの確保

ひとり暮らし高齢者のより一層の生活実態を把握するとともに、本来必要な人にサービスが届いているか、利用者の状況を再確認しながら、サービス提供のあり方を検討します。

### 取組内容

- ① ライフ・サポーター事業（高齢者見守り訪問・支援）
- ② 愛の一声訪問（乳酸菌飲料の配布）
- ③ 緊急通報装置の設置
- ④ 救急医療情報キットの配布
- ⑤ 消防緊急通報システムの普及促進

## （5）災害時の支援

高齢者や障害者等、災害時に援護が必要な方の台帳を整理し、自治会との共有により、災害が起こったときに、迅速に避難が出来るよう努めていきます。

災害などが発生した際、通常の避難所では避難生活が困難な方を受け入れ、避難生活を支援する福祉避難所の確保も含め、市民が安全・安心に生活ができる体制の整備に努めていきます。

また、保険者の介護事業者実地指導においては、要援護者等の避難に配慮する災害時の対応マニュアルの作成および周知・徹底について、今後も継続して助言・確認を行っていきます。

## 4 一人ひとりの尊厳を守り、その人らしく生きられる社会

### （1）高齢者虐待防止の取組みの推進

「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」を中心に、高齢者虐待防止に向けて、高齢者虐待についての周知を図り、早期発見・対応に努めます。「摂津市地域ケア・高齢者虐待防止ネットワーク会議」の地域別会議となる地域ケア会議の推進により、地域への普及啓発を図ります。

### 取組内容

- ① 高齢者虐待防止のための取組み
- ② 高齢者の権利擁護に向けた取組み

### （2）人権・権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を広く市民に周知するとともに、高齢者の人権について理解を深めるためのPRを行います。高齢者の人権を守るため、高齢者虐待や消費者被害などの、対応を図るとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域住民や関係機関との連携を今後も継続して行います。

### 取組内容

- ① 成年後見制度等の普及啓発
- ② 成年後見制度に係る市長申立制度の活用
- ③ 消費者被害の防止
- ④ 個人情報の適切な利用

## 6 計画の具体的な取組

### 5 生活の質の向上に向けた生きがい活動、住民交流

#### (1) 生きがいづくりへの支援

**高** 齢者の社会活動、生涯学習、地域活動を行うことができる環境が徐々に充実してきているなか、今後は地域における活躍の場を提供し、高齢者自身の知識や技能を生かしながら、生きがいづくりや社会参加の促進を図り、高齢者の元気づくりにつなげます。

##### 取組内容

- ①老人クラブへの支援
- ②シルバー人材センターへの支援
- ③生涯学習活動の充実
- ④いきいきカレッジ（老人大学）の充実
- ⑤老人福祉センターへの支援
- ⑥スポーツ活動の充実
- ⑦多様な担い手によるネットワークづくり

### 6 介護の質の確保と適正な運営

#### (1) 利用者支援方策の推進

**介** 護・保健・福祉に関する必要な情報を高齢者ご本人やその家族にわかりやすく提供し、必要なサービスの利用につなげることが重要です。

福祉全般に関する相談や支援等を行うコミュニティソーシャルワーカーを、保健福祉課に配置しております。

専門職や関係機関との連携のもと、制度では解決できない新たな地域課題に対して、庁内での連携を図りながら取り組めます。

##### 取組内容

- ①制度周知等の充実
- ②相談支援体制の充実
- ③利用者負担の軽減策

#### (2) 介護サービスの質の向上

**サ** ービス利用が拡大していくなかで持続可能な制度とするためには、介護給付適正化に取り組むとともに、事業者への助言指導に努めます。

##### 取組内容

- ①サービス事業者への指導・助言
- ②ケアマネジャーへの支援
- ③適切なサービス事業者の指定
- ④福祉・介護の人材の確保



### (3) 適切な要介護認定

**要**介護認定は、介護や支援を必要とする程度（要介護度）を決定する介護保険サービス利用の入り口であり、公平・公正に行うことが、制度を信頼のあるものにするといえます。

要介護認定には大きく分けて、「訪問調査」「主治医意見書作成」「介護認定審査会」の3つのプロセスがあり、引き続きこれらが中立・公正に行われるよう努めます。

#### 取組内容

- ①訪問調査
- ②主治医意見書作成
- ③介護認定審査会

### (4) 介護給付適正化のより一層の推進

**要**「介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修の適正化」「福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合」「縦覧点検」「介護給付費通知」「給付実績の活用」の8事業について目標を定め、その達成に努めます。

#### 取組内容

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修の適正化
- ④福祉用具購入・貸与調査
- ⑤医療情報との突合
- ⑥縦覧点検
- ⑦介護給付費通知
- ⑧給付実績の活用

### (5) 介護保険事業の評価の推進

**撰**「津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、報告・説明を行うほか、運営状況をまとめた小冊子を作成、公表するなど、市民への情報提供に努めます。

介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価・分析するとともに、市民に対する運営状況の情報開示に取り組みます。



## 7

## 介護サービスの見込み量

今後3か年における介護サービス量は以下ようになります。

単位：人/月

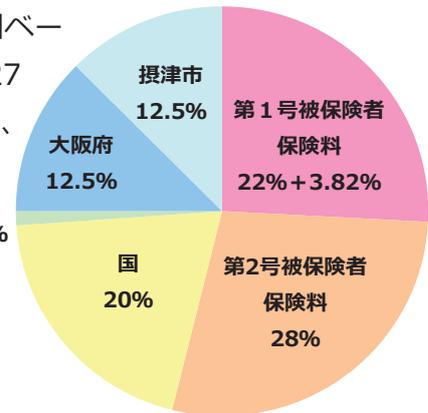
サービスの種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>居宅介護サービス</b>			
訪問介護	749	767	779
訪問入浴介護	51	53	54
訪問看護	297	314	329
訪問リハビリテーション	53	62	69
居宅療養管理指導	312	359	391
通所介護	674	399	412
通所リハビリテーション	246	259	269
短期入所生活介護	144	149	157
短期入所療養介護（老健）	25	25	27
短期入所療養介護（病院等）	11	12	14
特定施設入居者生活介護	48	50	52
福祉用具貸与	904	929	944
特定福祉用具販売	26	28	34
住宅改修	16	17	19
居宅介護支援	1,338	1,379	1,419
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	12	15
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	75	81	94
小規模多機能型居宅介護	20	22	23
認知症対応型共同生活介護	54	54	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	58	58
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0	17	24
地域密着型通所介護	—	301	311
<b>施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	283	288	295
介護老人保健施設	172	176	178
介護療養型医療施設	6	7	7
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護	395	409	157
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	49	58	70
介護予防訪問リハビリテーション	8	9	12
介護予防居宅療養管理指導	32	35	40
介護予防通所介護	241	259	140
介護予防通所リハビリテーション	101	119	140
介護予防短期入所生活介護	3	3	3
介護予防短期入所療養介護（老健）	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	2	3	4
介護予防特定施設入居者生活介護	8	8	8
介護予防福祉用具貸与	271	315	372
特定介護予防福祉用具販売	19	26	34
介護予防住宅改修	13	16	21
介護予防支援	728	741	757
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	4	4	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は平成 29 年度以降順次新しい総合事業へ移行します。

## (1) 保険給付費の負担割合

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国ベースでの被保険者の比率に基づいて政令で定められ、平成27年度からの第6期計画期間においては、第1号被保険者が22.0%、第2号被保険者は28.0%となります。

ただし、国負担分のうち5%相当分については、**調整交付金** (国) 5% - 3.82%  
75歳以上の被保険者数や所得段階別の加入割合によって交付率が調整され、本市の第1号被保険者の負担割合は、25.82%となることが予測されます。



## (2) 第1号被保険者の所得段階別割合と保険料

今 期計画においても一定の軽減措置を講じることができるよう、また、保険料必要額を確保できるように、弾力的な対応を実施します。

第6期計画においては、国基準に基づき所得段階を設定していますが、国基準の第9段階以上について、所得に応じた段階区分を行い、被保険者の負担能力に応じた、段階数及び保険料率を設定します。

段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額（非課税年金収入額は除く）と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	年額 32,760円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額（非課税年金収入額は除く）と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.7	年額 45,864円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	基準額×0.75	年額 49,140円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、公的年金等収入金額（非課税年金収入額は除く）と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	年額 58,968円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、公的年金等収入金額（非課税年金収入額は除く）と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	年額 65,520円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	年額 78,624円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3	年額 85,176円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.4	年額 91,728円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.5	年額 98,280円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.75	年額 114,660円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	基準額×1.85	年額 121,212円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.0	年額 131,040円



---

第6期  
せつ高齢者かがやきプラン  
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

概要版

発行：摂津市 保健福祉部 高齢介護課・保健福祉課  
〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目1番1号  
TEL：06-6383-1111（大代表）／072-638-0007（代表）

---